

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年12月11日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：パキスタン 担当：地球環境部
案件名：グジュランワラ市廃棄物対策マスタープラン策定プロジェクト

1 契約予定期間：2014年2月中旬～2015年7月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における廃棄物対策に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年12月25日から2013年12月27日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年12月25日から2014年1月6日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年1月20日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 1月下旬
- (5) 契約交渉 : 1月下旬～2月上旬

5 業務の目的

パキスタンは国家環境政策（National Environmental Policy, 2005年）として包括的な廃棄物管理の推進を掲げており、廃棄物管理は各地方自治体の責任で行うことと定めている。パキスタンの人口の半分超が集中するパンジャブ州には、州人口の約20%が州内の主要都市に暮らしている。それら主要都市では近年人口増加が顕著であり、急激に都市化が進んでいるため、それに伴い、ごみ発生量も増加している。パンジャブ州の主要都市では一般廃棄物の収集率は50%程度に留まり、街の至る所に無造作に廃棄物が積み、不法投棄が蔓延し、パンジャブ州の都市景観に対する悪いイメージをもたらしている。実際に、未収集または不法に投棄された廃棄物は、歩道や小渓谷、排水渠に投棄・放置され、都市部の下水道・雨水排水路を詰まらせている。

JICAは地方自治体の固形廃棄物管理全般にかかる関係機関の能力向上のため、パンジャブ州を含むパキスタン国内の主要8都市を対象とした技術協力プロジェクト「廃棄物処理対策能力向上プロジェクト」（2006年～2009年）を実施し、廃棄物管理に係る収集・運搬・処分の改善を行った。その結果、廃棄物管理に係る基礎的な知識・技術が向上したものの、各都市における総合的な固形廃棄物管理に必要な計画策定、事業の実施には至らなかった。パンジャブ州計画・開発局では、包括的な廃棄物管理に係るマスタープランを策定し、廃棄物管理の改善に向けた行動計画を実施していく必要性を強く認識しているものの、州内各市の廃棄物管理担当部局は人材・予算ともに脆弱であり、廃棄物管理計画策定やその実施に係る技術的な知見やノウハウが圧倒的に不足している。

上記プロジェクトにて積極的な取り組みのあったパンジャブ州に対して、JICAは「廃棄物管理にかかる情報収集・確認調査」（2009年～2010年）を実施し、パンジャブ州内の7都市（Lahore市、Gujranwala市、Faisalabad市、Rawalpindi市、Sargodha市、Multan市、Sialkot市）における廃棄物管理関連予算、関連部署職員数、既存のマスタープラン等の有無、他ドナー支援・自己資金事業の有無、事業実施に関する各都市のモチベーション・コミットメント等を調査し、基礎情報を収集すると同時に、同州内の都市における廃棄物管理分野への支援ニーズが高いことを確認した。

このような背景により、パンジャブ州政府は、他都市と比較して支援ニーズが高いグジュランワラ市を対象とした「グジュランワラ市廃棄物対策マスタープラン策定プロジェクト」を新規に要請し、わが国政府は本要請を採択した。なお、パンジャブ州政府は本案件の成果を同州内の他の主要都市に対して活用することを念頭においている。

本業務は、パンジャブ州グジュランワラ市において、2025年为目标年次とする廃棄物管理マスタープランおよびアクションプランを策定し、マスタープランの実行に係る実施体制の強化及び能力開発を行うことを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

パンジャブ州グジュランワラ市

(2) 相手国関係機関等

パンジャブ州アーバンユニット (Urban Unit :UU)

グジュランワラ市役所 (City District Government Gujranwala :CDGG)

(3) 業務内容

【第一フェーズ：2014年2月中旬～2014年9月下旬】現状分析、課題の把握

- 1) プロジェクト・マネジメント・ユニット(PMU)の設立
- 2) 固形廃棄物管理にかかる各種報告書やデータ(関連法規、関連組織情報、固形廃棄物の廃棄、収集、中間処理、既存のリサイクル業者、不法投棄、最終処分場、医療廃棄物、産業廃棄物、民営化にかかる制度等)の収集とその分析
- 3) 既往/現在進行中の関連計画/事業のレビュー
- 4) カウンターパート機関の個人・組織のキャパシティ・アセスメント
- 5) 現状調査
 - (ア) 社会経済分析
 - (イ) 関連法規、政策、規程、関連組織
 - (ウ) 財務状況、経営状況、関係者分析
- 6) 野外調査
 - (ア) ごみ量・ごみ質調査(季節ごとに1回、年3回)
 - (イ) 収集作業のタイム・アンド・モーション・スタディ
- 7) 最終処分場調査
 - (ア) 現存最終処分場の地質・地勢調査
 - (イ) 現存最終処分場及び周辺の水質調査
 - (ウ) 新規最終処分場候補地の地質・地勢調査
 - (エ) 新規最終処分場候補地及び周辺の水質調査
 - (オ) 新規最終処分場の選定
 - (カ) 新規最終処分場及び周辺の環境社会配慮調査

【第二フェーズ：2014年10月上旬～2015年5月下旬】マスタープランの策定

- 1) 基本戦略の作成(社会経済フレームワークの設定、ステークホルダー間の調整)
- 2) 固形廃棄物排出量の将来推計
- 3) 必要な資源(財源、資機材、人的資源)の特定
- 4) 適正な廃棄物処理方法の決定
- 5) 区画毎の段階的な資源調達計画の策定
- 6) 廃棄物管理マスタープランの策定(戦略、処分場区分計画、財務・経営計画、組織計画、施設計画、運営・維持管理計画、人材育成計画)
- 7) セミナー、研修、ワークショップの開催
- 8) 戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討
- 9) 廃棄物管理マスタープラン実施に係る事業経費の積算

【第三フェーズ：2015年6月上旬～2015年6月下旬】2025年を目標年次としたアクションプランの策定

- 1) 優先プロジェクトの選定
- 2) 優先プロジェクトの概算コスト算出
- 3) アクションプランの策定
- 4) 優先プロジェクトの環境社会影響項目のスコーピング

7 成果品等

- ・ インセプションレポート(2014年2月中旬)
- ・ プロGRESSレポート(2014年5月中旬)
- ・ インテリムレポート(2014年10月中旬)
- ・ ドラフト・ファイナルレポート(2015年5月中旬)
- ・ ファイナルレポート(2015年7月中旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- ・ 総括 / 廃棄物管理計画(評価対象予定者)
- ・ 最終処分場計画(評価対象予定者)
- ・ 廃棄物収集運搬
- ・ 中間処理・3R 推進
- ・ 環境教育
- ・ 財務・経済分析
- ・ 環境社会配慮
- ・ 組織強化

9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。